令和７年度咸宜園教育研究センター研究奨励事業募集要項

１　趣旨

　　咸宜園教育研究センターでは、廣瀬淡窓や咸宜園など近世から近代にかけての教育・文化に関する研究の一層の推進を図るため、国内及び地域に根差した研究者の活動を奨励する事業を行います。

　　この事業による研究成果は、日田市の歴史・文化を生かしたまちづくりや文化財の保存・継承などの事業に活かしていきます。また、咸宜園教育研究センターの取り組みとして、市民の皆様にも積極的に公開・提供いたします。

２　研究課題

　募集する研究課題は以下の通りです。

①　（学術研究枠）廣瀬淡窓・咸宜園・咸宜園門下生及び私塾・学校などをテーマとする歴史・文化についての幅広い分野の個人の研究活動。

②　（地域研究枠）咸宜園門下生ゆかりの地の地域史研究など、①の研究分野を含む当該地域の歴史を対象とした研究活動

③　（資料調査枠）咸宜園門下生子孫や郷土史家など、咸宜園や門下生に関する資料の掘り起し（発掘）にかかる調査普及活動

３　応募資格等

①・②・③日本在住の研究者（大学院生を含む）や咸宜園門下生子孫で個人とします。国籍は問いません。

ただし、上記の①・②及び③ともに申込書や研究成果報告の提出・発表は日本語によるものとします。なお、研究課題は、新たなもので未発表の内容とします。

また、前年度に本事業で採択をされた方は原則として応募できませんが、研究内容に継続性がある場合は審査対象となりますので応募可能です。

４　募集件数

　　研究課題①・②・③　各１件程度

５　研究奨励費

　（１）研究課題①に関するもの、１件につき50万円以内

（２）研究課題②に関するもの、１件につき20万円以内

（３）研究課題③に関するもの、１件につき10万円以内

６　対象経費・対象外経費

　【対象経費の例】

　・旅費（現地調査旅費、学会・研究会等への出席旅費、日田市での中間報告に係る旅費）

　・消耗品費（文房具類や図書購入費。ただし、単価は概ね10,000円までとし、10,000円を超える場合や収支予算書に記載されていないものを購入する場合は要相談となります。）

　・印刷製本費

　・通信運搬費や手数料等（郵送料・切手代・コピー代・学会参加費・施設入場料など。）

　・備品購入費（ただし、単価は50,000円までとし、収支予算書に記載したうえで、本研究に必要と判断される場合に限り、購入できます。）

　・上記のほか、市長が特に必要と認める経費

【対象外経費の例】

・調査研究に係る賃金や謝金等の支出

　・食糧費などの飲食費等

　※なお、事業の目的に適さない支出が認められる場合には研究奨励金の一部を返還いただくこともあります。

７　募集期間

　　令和７年３月１日（土）から開始※　　申請書受付期間：令和７年４月１日（火）～5月７日（水）必着

８　応募方法

　　申請書類に必要事項を記入し、咸宜園教育研究センターまで直接お持ちいただくか又は郵送（簡易書留）、電子メールで募集期間内にお申し込みください。なお、申請書類は日田市のホームページから様式をダウンロードするか、不明な点は咸宜園教育研究センターにお尋ねください。

　提出書類一式

　・申請書　　　１部

　・調査研究計画書　１部（A４用紙１枚程度）

　・収支予算書　１部

９　選考方法

　　咸宜園教育研究センター内に設置する審査会にて選考し、選考結果は、令和７年６月下旬までに本人宛に文書で通知します。

　　※決定を受けた方は、別途、研究奨励金交付（委託契約）に係る手続きが必要となります。

１０　研究成果の報告

　　中間報告・・・令和7年１１月頃

提出物はA４用紙1枚（原稿用紙400字詰め5枚相当）程度で可。

（咸宜園教育研究センター職員や審査会委員との意見交換会を予定）

　　概要報告・・・令和8年2月23日（月・祝）「咸宜園の日」記念事業で口頭発表

　　　　　　　　　　　　　※旅費は別途支給

報告書提出期限・・・令和8年3月21日（土）（研究報告及び収支報告）

　　研究成果品の掲載は研究奨励金を受けた翌年度の『咸宜園教育研究センター研究紀要』や日田市のホームページに掲載することを条件とします。ただし、他の刊行物への掲載等が必要な場合は咸宜園教育研究センターまでご相談ください。なお、本研究の公表については、当事業の成果である旨を明示願います。

１１　お問合せ先・申請郵送先

　　〒877－0012

　大分県日田市淡窓2丁目2－18　日田市教育庁咸宜園教育研究センター

　　「咸宜園教育研究センター研究奨励事業」担当

　　電話＆FAX：0973－22－0268 （水曜日は休館日）

　E-mail：kangien@city.hita.lg.jp

※本事業は、日田市の令和７年度予算が令和７年３月31日までに日田市議会で可決された場合、令和７年４月１日以降に実施が確定するものです。